

<ドッグランの登録方法及び利用上の注意>

ドッグランを新規に利用される方は、事前に西区土木センター維持課（TEL:096-355-4578）において利用登録の申請を行ってください。審査後、登録証を発行します。なお、生後6か月以上で登録できます。

◎登録に必要なもの

- ・ 利用登録申請書兼誓約書
- ・ 犬鑑札証
- ・ 狂犬病予防接種注射済票
- ・ 狂犬病予防接種時の領収書（日付入り）
- ・ 飼い犬の写真（同じもの）2枚
（顔・姿が鮮明なもの。写真サイズ縦4.5cm x 横3.5cm）

◎犬鑑札証、狂犬病予防注射済票について（厚生労働省ホームページより）

自治体名	鑑札様式	材質	大きさ	注射済票様式 (色は、2019年度・黄、 2020年度・赤、2021年度・青 (以降繰り返し))	材質	大きさ	担当部署	連絡先
熊本市		ステンレス	18mm × 25.2mm		アルミ	30mm × 20mm	動物愛護センター	096-380-2153

◎登録上の注意点

- ・ 登録証の有効期間は、予防接種日から一年間です。期間が過ぎましたら、更新手続きを行ってください。
- ・ 更新の際は、登録証と新たに受けた狂犬病予防接種の領収書をお持ちください。西区土木センター維持課もしくは石神山公園管理事務所のどちらでもできます。
- ・ 登録できる犬の頭数に制限はありませんが、ドッグラン利用は一度に2頭までです。

◎利用上の注意（必ずお読みください）

- ・利用可能時間は 8:30～17:00(10月～3月)、8:30～18:00(4月～9月)となります。それ以外の時間は施錠しますのでご注意ください。
- ・利用時は石神山管理事務所にて受付を行ってください。
- ・ドッグランを利用される飼主は、自己の責任においてこの施設をご利用ください。
- ・飼主 1 人につき飼犬 2 頭まで利用できます。ただし、リードを放すことができるのは 1 頭だけです。
- ・飼主は、必ず飼犬と一緒に入場し、常に注意を怠らないでください。
- ・出入り口のカギは、通過後、必ず閉めたことを確認し、一度に複数の利用者が通過しないでください。
- ・基本的に退場を優先とします。
- ・発情期の雌犬、病気の犬(寄生虫を含む)及び他の利用者に攻撃的な犬や闘犬など恐怖感を与える犬種の犬は利用できません。
- ・飼主の命令が聞けない犬や、飼犬の制御が出来ない飼主の方は、リードを放さないでください。
- ・乳幼児の入場はできません。小学生は保護者同伴に限り入場できますが、他の犬に注意して保護者が安全面に注意してください。
- ・犬の飲み物以外の飲食物の持込はできません。
- ・犬以外のペットの利用はできません。
- ・飼い犬の糞やゴミは必ず持ち帰ってください。小便是水をかけるなどの処理をしてください。
- ・営利目的、訓練士等の営業目的の利用は出来ません。
- ・犬の運動用具を設置することはできません。ただし、愛犬の玩具としてボール(野球ボール等)程度の持込は可とします。
- ・施設の利用に関する事故、紛争などのトラブルについては、すべて当事者間で解決してください。熊本市は一切責任は負いません。
- ・発行した登録証は他の利用者の見えるように携帯して入場してください。
- ・入場後 10 分くらいは、リードを放さず歩行させ、犬同士の相性を確かめてください。相性が悪ければリードを放さないでください。
- ・飼犬が興奮したり、危険が予想される場合には、速やかにリードを付け、収まらない場合には一旦退場し、他の利用者の迷惑にならないようにしてください。
- ・ドッグラン内でトラブルが発生した場合は、場内のすべての飼主は愛犬にリードを付けてください。なお、トラブルの当事者は犬と一緒に一旦、退場してください。